

InterCloud サービス利用約款

株式会社ピーエヌシー

第1章	総則.....	1
第2章	契約者の義務.....	2
第3章	InterCloud サービス.....	3
第4章	利用料金.....	4
第5章	サービスの停止・中止等.....	5
第6章	契約の解除.....	6
第7章	損害賠償.....	6
第8章	秘密保持および個人情報保護の管理.....	7
第9章	雑則.....	7

第1章 総則

第1条 (目的)

株式会社ピーエヌシー（以下「弊社」といいます）は、InterCloud サービス利用約款（以下「本約款」といいます）および利用申込にしたがって契約者に対して、InterCloud サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条 (本約款の範囲)

本約款は、本サービスの申込者・契約者と弊社の間で本サービスに関する一切の關係に適用されます。本サービスの申込者は、本約款を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、契約者は、本約款に則って本サービスを利用するものとし、

第3条 (本約款の変更)

弊社は、本契約を契約者の承諾なく変更することがあります。変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、弊社のホームページの所定ページ（http://www.intercloud.ne.jp/document/InterCloud_service_agreement_V1R2_2009.pdf）に掲示するか、または、契約者に通知したときから効力を生じるものとし、

第4条 (用語の定義)

本約款において次に掲示する用語は、各号の定めるところによります。

- 「InterCloud (managed Platform Utility Service)サービス」とは、弊社が提供するプラットフォーム環境（サーバ、セキュリティ、ネットワーク）およびこれらの運用管理を指します。
- 「利用契約」とは、弊社から本サービスの提供を受けるための契約を意味します。
- 「申込者」とは、弊社に本サービスの利用を申し込む法人または個人事業主を意味します。
- 「契約者」とは、弊社と利用契約を締結し、本サービスを開設した法人または個人企業、および機関・団体・組織等を意味します。
- 「ユーザ」とは、契約者の社員等で実際に本サービスおよび付加サービス提供者のサービスを利用する消費者、社員、職員等の個人を意味します。
- 「利用料金の定額月払い」とは、本サービスの内で使用するメニューの単価を月払いする方法を意味します。
- 「利用料金の報酬額月払い」とは、本サービスの利用によって得られた契約者の月々の売上額に応じて、予め決めた比率を乗じて利用料金を決める成功報酬型の支払い方式を意味します。
- 「付加サービス提供者」とは、弊社の本サービスを利用し、ASP/SaaS サービス等の付加サービスを提供する契約者を

意味します。

第2章 契約者の義務

第5条 (利用契約の申込)

1. 申込者は、利用契約および本契約の内容を承諾し、所定の方法で弊社に本サービスの利用を申し込むものとします。
 - (1) 付加サービス提供者経由で申し込み
申込者が利用するサービスを弊社の本サービスを利用した付加サービス (ASP/SaaS サービス) を提供している提供者に申し込む方法
 - (2) 弊社営業経由で申し込み
弊社の営業員とコンタクトし、利用の意向を伝え、申し込む方法
 - (3) インターネット経由で申し込み
弊社ホームページから本サービスの利用の意向を伝え、弊社の営業員からのコンタクトに対し、営業員経由で申し込み方法
2. 申込者が以下の各号のどれかに該当すると判断した場合、弊社は利用契約を承認しないことがあります。
 - (1) 申込者が実在しない場合、あるいは、申込者が個人の場合、あるいは、申込者が日本国内で事業を営んでいない場合
 - (2) 弊社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載した場合、またはその恐れがある場合
 - (3) (禁止事項) に違反する恐れがある場合
 - (4) (利用契約の解除) に規定する処分に該当する場合
 - (5) 申込者が公序良俗に反する恐れがある商品、サービスを提供する場合、またはその恐れがあると認められる関連事業である場合
 - (6) その他、弊社が不適当と判断する相当の理由がある場合
3. 弊社は、利用契約の承諾後でも契約者が前項に該当することが判明した場合、承諾を取り消すことがあります。

第6条 (変更の届出)

1. 契約者が契約締結時に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は遅滞なく変更内容を届け出るものとします。
2. 前項の届け出を怠り、契約者が不利益を被ったとしても、弊社はその一切の責任を負いません。
3. 弊社は、届け出を受理したその内容を審査し、本サービスの利用を停止または解除することがあります。

第7条 (契約者の管理責任)

1. 契約者は、本サービスに関連して弊社または付加サービス提供者から発行されるログイン名・ユーザ ID、パスワードおよびネットワークアドレス (以下「パスワード等」といいます) を自己責任において管理するものとします。
 - (1) パスワード等を譲渡、貸与、または担保提供等によって第三者に使用させない。
 - (2) パスワード等を複数の者で共用したり、第三者が見える場所に露出したりしない。
2. パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じても弊社は一切責任を負いません。
3. 契約者は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、速やかにその旨を弊社または付加サービス提供者に連絡するものとし、弊社または付加サービス提供者からの指示に従うものとします。
4. 契約者からのパスワード等に関する問合せに対して、弊社は本人確認等を弊社所定の方法で回答します。
5. 弊社が、セキュリティレベル向上を目的にパスワード等以外の技術的手段を採用する場合があっても、本条の規定が適用されるものとします。

第8条 (契約者の禁止事項)

契約者は本サービスの利用に当たり、以下の各号に示す行為をしないものとします。

1. 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、その他の法令に違反する行為、およびそれらに類する行為

InterCloud Service Agreement

2. 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
3. 第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他不利益を与える行為あるいはそれに類する行為
4. 猥褻・虐待・ポルノ・売春等にあたるコンテンツ、暴力・残虐的なコンテンツ、公営以外のギャンブル・賭博等にあたるコンテンツ、これらの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれらに類する行為
5. 出会い系サイト規制法が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはこれに類する行為
6. 無限連鎖講（ねずみ講）あるいはこれを勧誘する行為、およびそれに類する行為
7. 他人のパスワード等と不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれらに類する行為
8. 利用契約上の権利をまたは義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供する行為、およびそれらに類する行為
9. 事実誤認を生じさせる真のある行為、およびそれらに類する行為
10. 弊社のコンピュータに保存されているデータを無断で閲覧、変更あるいは破壊する行為、およびそれらに類する行為
11. 有害なプログラム等を書き込むまたは送信する行為、およびそれらに類する行為
12. その他弊社が不適切と判断する行為

第3章 InterCloud サービス

第9条 （本サービス範囲）

1. 本サービスは、NGN およびインターネット上に位置するサーバ設備、サーバに載せる業務システム、業務システムを利用する NGN およびインターネットに接続する契約者およびユーザ設備からなる構成です。
2. 弊社は、本サービスが常に意図したサービスを提供できることを保証するために運用管理します。

第10条 （本サービスの設備）

1. 本サービスは、NGN およびインターネット上の **Cloud computing** をベースとし、情報セキュリティ管理の保護の下にある仮想マシンを利用者に貸し出すサービスです。貸貸する仮想マシンは CPU/メモリ/外部記憶装置等の処理能力、記憶容量およびネットワーク転送容量に応じた複数のモデルを用意します。仮想マシンで動作するゲスト OS は、Linux または Windows とします。
2. 契約者は、仮想マシンに業務システムを載せ、特定または不特定のユーザに付加サービスを提供します。また、仮想マシンを契約者自身がソフトウェア実行やデータ保管等を目的に利用することもできます。
3. 本サービスでは、業務システムと契約者およびユーザを NGN およびインターネット経由で接続します。ユーザが利用できる NGN およびインターネットのアクセスは、次の各号に示すメニューが準備されています。
 - (1) 利用者とネットワークの接続
利用者と NGN およびインターネット間は、NGN 直結またはインターネット経由で接続できます。NGN 直結は提供キャリアの回線品目を確認して契約者が準備して下さい。
インターネット経由の場合、既に利用している回線、携帯電話または無線 LAN を利用できます。インターネット利用の契約者側の通信設備は契約者が準備して下さい。
 - (2) (VPN 通信)
VPN 通信は、IKE-VPN と SSL-VPN が利用できます。IKE-VPN は、インターネット経由の場合インターネットの VPN トンネルと NGN 内の VPN トンネルを中継する方式です。NGN 直結の場合は、NGN 内に VPN トンネルを設定します。VPN トンネル設定のために、Client 側に VPN ルータを設置するか、ユーザ PC に VPN 通信ソフトをインストールする方法が選択できます。
SSL-VPN は、利用者の PC とセンター側のサーバ間に設定する VPN です。
4. 契約者は、一般 PC を接続する方法とシンクライアント PC として利用する方法があります。
 - (1) 一般 PC は、C/S システムや Web システム等でのクライアント PC の利用形態を指しています。利用者側の PC は、それ自身で PC として利用でき、更にサーバの端末として利用できる形態を指しています。一般 PC はデスクトップ型をイメージしています。
 - (2) シンクライアント PC は、一般 PC に比べて利用者側の PC にはプログラムやデータはなく、これらはクラウド側の PC サーバに置きます。シンクライアント PC はモバイル PC をイメージしていますが、デスクトップ型でも同じ動作が可能です。

第11条 (本サービスの運用管理)

1. (稼働監視と通知)
 - (1) 本サービスでは仮想マシンの稼働状況を監視します。
 - (2) 稼働監視は、弊社営業日(土日、祝祭日および弊社休日を除く)の9時から21時までとします。
 - (3) 本サービスが何らかの事由発生でサービスが停止した場合、契約者にサービス停止を通知します。サービス停止の通知を要求される契約者は、契約時に通知先、通知方法、通知を受ける条件等を申請します。同様にサービス再開時も通知します。
2. (問合せ受付)
 - (1) 本サービスに関する問合せ、サービス要求の申請、申告等を受け付けます。
 - (2) 問合せ受付は、弊社営業日の9時30分から17時までとします。
 - (3) 問合せ受付は、契約時に問合せ者の登録(複数人可能)を行い、その契約者の問合せ者からのみとします。
3. (予防保守)
 - (1) Linux および Windows のセキュリティパッチ適用、OS バージョンアップおよびゴミ掃除等を適時実施します。

第12条 (付帯サービスの瑕疵・保証)

1. 本サービスに付帯するオプションとして提供するソフトウェアのインストールおよび設定の代行サービスを利用する際には、契約者は弊社に作業内容依頼書を提出し、インストール作業を行うために必要な内容等を示すものとし、弊社は作業内容依頼書の内容に基づき作業を行うものとします。
2. 当作業において、弊社の責めに帰す不具合が発生したことを契約者が弊社に通知した場合、作業完了から10営業日以内であれば修正作業を実施します。

第13条 (サービス種別の変更)

弊社は、本サービスの利用状況に応じてサービス品目の変更を契約者に要請することがあります。契約者は、弊社の要請を正当な理由無く拒絶することはできないものとします。

第4章 利用料金

第14条 (利用料金の範囲)

本サービスの利用料は、第3章「InterCloud サービス」で示す設備および運用で構成されるサービス利用に対する対価です。

第15条 (利用料金の支払い方法)

1. 本サービスの利用料金の支払い方法は、「定額月払い」と「報酬額月払い」があります。
2. 本サービスの「定額月払い」の利用料金は別に定めるとおりとします。当該料金は、消費税および地方消費税等を含んでいません。契約者は、これらを加算した額を弊社に利用料金として支払うものとします。
3. 本サービスの「報酬額月払い」の利用料金は、本サービスを利用した契約者の事業の成功報酬としての対価となります。契約者が本サービスを利用した事業を実施し、契約者の当該事業の該月の売上額に対して報酬率を乗じた金額を利用料金として支払うものとします。

第16条 (定額月払い)

1. 本サービスの利用料金算出は月極めとなります。契約締結後、サービスの開始は月初からとし、契約終了時は月末まで

InterCloud Service Agreement

を基本とします。ただし、サービス開始が月の途中となる場合、サービス開始月は、日割り（月額料金を30分の1し、サービス開始日から月までの日数を乗じた金額）とします。また、サービス終了日が月の途中となる場合、当該月の末日までサービスを提供したものとします。

2. 契約締結後の初期費用、本サービスに関連した契約者負担となる設備・工事等の一時金は利用料金に含まれません。
3. 利用料金は、物価および当社の維持運営管理費の変動により、弊社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った場合、契約期間内でも変更することができるものとします。
4. 本サービスの拘束期間は3ヶ月とします。
5. 本方法から第5章「利用料金の報酬額月払い」への移行を可能とします。

第17条 （報酬額月払い）

1. 本サービスの契約締結時に、対象とする事業内容および報酬率（ロイヤリティ率）を決めます。
2. 利用料金は、毎月精算します。契約者は当該事業での売上額に報酬率を乗じた値を利用料金として弊社に支払うものとします。契約者は、契約時に次の内容を表明するものとします。
 - (1) 本サービスを利用して実施する事業内容
 - (2) 当該事業の売上高を示す明確な指標（弊社が確認できる内容）
 - (3) 報酬率
 - (4) 契約者は、契約者および弊社が事業の採算性成立の目標時期（事業の開始から24ヶ月以内）をコミットしなければなりません。
3. 契約者は、「定額月払い」の方法に変更できないものとします。

第5章 サービスの停止・中止等

第18条 （通信利用の制限）

弊社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序維持のために必要な内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、対象サービスの提供を中止する措置を取ることができるものとします。これに対して弊社は何らの責任も負担もないものとします。

第19条 （サービス提供の停止および中止）

1. 弊社は、契約者が次の各号に該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) （契約者の禁止事項）に該当すると弊社が判断した場合
 - (2) 契約者の環境が、他の契約者に対してサービス運用上支障を及ぼす虞がある場合
 - (3) 本約款の規定に反する行為で、弊社の業務遂行に支障を及ぼす虞がある場合
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) InterCloud サービス設備の点検、保守、バージョンアップ、または工事でやむを得ない場合
 - (2) その他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合
3. 弊社は、前2項の本サービス停止・中止するときは、予め契約者にその理由、実施期日と実施期間を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 弊社は、前3項による損害賠償を、その相当額の本サービスの延長等をもって代えることができるものとします。

第20条 （契約終了時の措置）

本サービスの契約が終了した場合、弊社は終了後14日が経過した時点で弊社管理下の施設内にあるサーバ等に記録されている一切のデータを削除します。

第21条 （サービスの廃止）

弊社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の3ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知するものとします。

第6章 契約の解除

第22条 (弊社からの利用契約の解除)

1. 弊社は、第12条(サービス提供の停止・中止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止期間中になおその事由を解消しない場合、あるいは弊社の業務遂行上著しく支障があると認められる場合、利用契約を解除することができます。
2. 弊社は、契約者が本サービスの利用代金の支払期日を3ヶ月経過しても支払われない場合、予め契約者にその旨を通知し、利用契約を解除することができます。
3. 弊社は、契約者が次の各号に該当した場合、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
 - (1) 本約款の条項に違反したとき
 - (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 破産、民事再生手続、会社整理、会社更生または特別清算の申立がされたとき
 - (4) 仮差押、差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき
 - (5) 解散または営業停止となったとき

第23条 (契約者からの利用契約の解除)

1. 契約者は、利用契約の一部または全部を解除するときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに所定の書式により、その旨を通知するものとします。本サービスの利用料金は月額単位であり、解除日が月の途中であっても、弊社は契約者に対して月の末日まで本サービスを提供したものとし、月額の利用料金を請求するものとします。

第7章 損害賠償

第24条 (免責)

1. 弊社は、本サービスの完全な運用に努めますが、本サービスの中断、運転の停止などによって契約者に損害や不利益が生じた場合、弊社は免責されるものとする。
2. 契約者が本サービス上のデータが消失するなどして契約者に不利益があった場合、弊社は何ら責任を負わないものとします。
3. 第三者がパスワード等を不正に使用する等の方法で本サービスを不正にアクセスすることで、契約者または第三者に損害を与えた場合、弊社はその損害に対して何らの責任も負いません。
4. 本サービスの使用により、契約者が他の契約者に損害を与えた場合、当該契約者の責任の範囲で解決していただき、弊社に損害を与えないものとします。
5. 弊社は、本サービスに関するいかなる請求に対しても、その事由発生から起算して3ヶ月を経過した後は、応じません。

第25条 (損害賠償)

1. 弊社は、本サービスの提供が弊社に帰すべき事由(第22条(弊社からの利用契約の解除)を除く)によって、連続して24時間以上その利用ができない状態が生じた場合、月額の利用料金の範囲を限度として契約者が被った損害を賠償します。連続して24時間以上とは、本サービスが利用できないと状態が確認できる記録や弊社がその事由を知った時刻から起算し、本サービスの再開時刻までとします。本サービスが利用できない時間数を24で除した数(小数点以下を切上げた整数)に月額料金の30分の1を乗じた数(1円未満は切上げ)を賠償の限度とします。
2. 弊社が本契約の定める義務に違反し契約者に損害が発生した場合、弊社は契約の被った損害を賠償する責任を負担するものとします。ただし、弊社が負担する責任はその原因が弊社の故意または重過失に基づく場合を除き、利用料金の1

InterCloud Service Agreement

ヶ月分を限度とします。

3. 賠償額は、翌月の利用料金から差し引き、利用料金を減額請求する方法とします。
4. 前1項および2項の場合、弊社が賠償する損害に次の損害は含まれないものとします。
 - (1) 債務が履行された場合に得られた損害（遺失利益）
 - (2) 債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害（間接損害および特別損害）
5. 弊社が契約者に対し賠償すべき額について、弊社が協議の申し入れをした場合、契約者はこれに応じるものとする。弊社の義務違反の程度、損害発生の態様および弊社の支払い能力その他一切の事情を考慮して賠償額を協議して定める。
6. 弊社は、本サービスの提供に関して、前項の規定を以外の如何なる損害に対して何ら責任を負いません。
7. 契約者が、本約款に違反し弊社に対して損害を与えた場合、弊社は契約者に対して相応の損害賠償を請求できるものとします。
8. 契約者が本サービスにより第三者に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任において解決し、弊社に対して如何なる責任も負担も無いものとします。
9. 弊社は、弊社の責任において、個人情報に関する事故が生じた場合、弊社は個人情報に関する事故の直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無に関わらず特別の事情から生じた損害および遺失利益については、弊社は責任を負わないものとします。

第8章 秘密保持および個人情報保護の管理

第26条 (秘密保持義務)

1. 契約者および弊社は、相手方の承諾無くして、利用契約に関連した技術上、販売上および業務上の秘密を、利用契約期間中および利用契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、契約者および弊社は、裁判所、行政機関等の開示が求められた、または法令等の定めがある場合、必要と認められる範囲で開示することができるものとします。
3. 次の各号に該当する情報は秘密情報から除外します。
 - (1) 開示の時点で、公知のもの、または開示後情報受領した当事者に責によらずして公知となったもの
 - (2) 開示を行った時点で既に相手方が保有していたもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方から開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
4. 契約者および弊社は、顧客情報を秘密情報として厳に取扱うものとします。

第27条 (個人情報とその取組み)

弊社の個人情報の取り組み方針について、「個人情報保護方針」(http://intercloud.ne.jp/privacy_policy/index.html) を参照下さい。

第9章 雑則

第28条 (バックアップ)

1. 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの故障・復旧の便宜に備えて契約者のデータのコピーを保管することがあります。
2. 弊社は、契約者が登録したデータについて何らの保証も行わず、責任を負わないものとします。

第29条 (管轄)

1. 利用契約および本約款に関して生じた紛争について、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

InterCloud Service Agreement

【弊社 InterCloud サービス担当 NB 事業部連絡先】

E-mail service@pnc-tokyo.com

2009年2月25日策定

2009年10月1日改正